

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

過料処分決定通知書

門真市長（氏 名）印

あなたは、次のとおり門真市路上喫煙の防止に関する条例第6条の規定に違反する行為を行い、同条例第8条の規定により、金1,000円の過料に処することを決定しました。

つきましては、門真市路上喫煙の防止に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり通知します。

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
場 所	門真市
内 容	路上喫煙禁止区域内での路上喫煙 歩行喫煙・立ち止まった喫煙・（ ）

現金又は納入通知書によりお支払いください。

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。